

27PW-am244

医療過誤事件に対して実刑判決が下される時

○宮本 法子¹、秋本 義雄²、鈴木 順子³、鈴木 政雄⁴、福島 紀子⁵（¹東京薬大・薬、²東邦大・薬、³北里大・薬、⁴いわき明星大・薬、⁵共立薬大）

【事件概要】6歳児のじんましの治療のために、医師が准看護師に塩化カルシウム液の注射を指示した。准看護師は、医師の指示を塩化カリウム液であると誤認し、希釈・点滴用塩化カリウムの原液を静脈注射し、患者を心肺停止状態に陥らせた。その後、医師が患者に対する人工呼吸、心臓マッサージの救急蘇生措置を講じなかったことにより、低酸素脳症後遺症による両上下肢機能全廃等の障害を負わせた。（刑事医療過誤Ⅱ「増補版」143-166、判例タイムズ社）

【裁判所の判断】准看護師に対し、「その生命や身体の安全には特に配慮すべき」であり、「事故の職責の重大さを見失った初歩的な過誤」がある。さら証拠を隠滅しようとしたとして禁錮10月、医師については、患者が呼吸停止及び心停止に陥った後、「適切な指示をせず」「無為に時間を浪費したものであって、患者に対して適切な医療措置を行い、その生命や身体の安全を守るべき立場の医師として、余りにも基本的な注意義務を怠っており、」「不合理な弁解に終始して自己の非を認めず、反省の情がうかがえない」として禁錮1年の実刑判決を下した。（控訴審では准看護師は禁錮8月、医師は禁錮10月に減刑され結審した。）

【判決からの教訓】本件は医療過誤事件としては異例の実刑判決であった。これは、過誤が初歩的な部分であり結果が極めて重篤であったこと、さらに証拠を隠滅しようとしたり、反省の情がうかがえなかったなど関係者に誠意が見られず悪質であると判断されたものと思われる。本件では薬剤師の法的責任は問われなかったものの、薬剤師の業務が拡大する中、今後、刑事責任を問われる可能性は少なくないと考えられることから、初歩的な単純ミスをどのようにチェックし、重篤な結果をいかに食い止めることができるのか、その可能性について報告する。